

伝統工芸と産地に関する研究 ー原材料と技法に着目してー

Traditional Crafts and Production Areas from a view of Raw Materials and Techniques

時空間デザインプログラム
07D43108 丸谷耕太 指導教員 土肥真人
Environmental Design Program
Kota MARUYA, Adviser Masato DOHI

ABSTRACT

Though traditional craft industries are declining, they are regarded as cultural resources now. 210 kinds of the crafts have been designated as “the traditional craft,” and they are required of forming the production area. Therefore, it is important to make the connection clear between “traditional craft” and the production area. For this reason, this study focused on “the traditional craft” and investigated the raw material and the technique by the hands in the production area and showed the possibilities of the production area. From the process charts made according to the contents of the application forms, 1939 kinds of raw material and 2060 kinds of techniques are grasped. Until now 134 kinds of raw material have gone out of use, but the importance of the raw material in their production area have been recognized. On the other hand, in 37 production areas all material is imported from other areas. The techniques are influenced by the nature, so that they are rich in diversity. In addition, most of them remain unchanged under the protection. However, the change of environment transformed some of the techniques that had the relationship with the nature. Moreover, the case of Oodate Magewappa shows that the activities other than craft manufacturing have been changed in the history. But the protected techniques can revitalize the lost activities and the connection with the nature. The techniques of craft have not only the flexibility of the change but also the diversity because of the diversity of the nature. In this regard, we should restore the connection between craft and production area. In terms of the locality, it is important to conserve not only craft manufacturing but also whole of the productive process. In this way, the protected techniques will make it possible to restore the diversity of the production area.

第1章 研究の概要

1-1 はじめに

(1) 研究の背景

元来、ものを生産する活動はすべて手作業により自然由来の原材料を利用して行われていた。昔からの手工業による生産を今に残す伝統工芸は、機械産業の台頭により衰退しつつも、その文化的価値から保全され、今日まで存続してきた。日本における生産活動が次々と海外に移転する中で、今後の日本における地域的な生産活動として伝統工芸の役割の重要性が指摘されている。

二次産業において近代以降の機械製品は自然との関係を切り離すことで製品の均一性や生産性を求めた立地の自由を手にしたが、伝統工芸は自然から採れる原材料を使用し、伝統的な技法を用いる。歴史・文化・風土のなかで、自然由来の原材料に合わせた技法が発達し、その土地固有の工芸品が生産されている。従って、歴史的な土地との結びつきが現存すると考えられる。しかし、加工を伴う伝統工芸は一次産業と比較して、その結びつきは見えにくくなっていると言えよう。

伝統的工芸品は産地を形成しており地域的な概念を有している。しかし、現在の流通の発展や情報化の進展により、原材料や技法は地理的距離の制約を受けなくなった。その結果、産業としての伝統的工芸品はより良い原材料や技法（あるいは

機械）を用いることで、歴史的に蓄積されてきた産地の地域的特徴が不明確になりつつある。そこで、伝統工芸の地域的価値を明確にするためには、伝統的工芸品の生産と産地の結びつきを明らかにする必要がある。

(2) 研究の目的

本研究は、産地の概念をもつ伝統的工芸品を対象として、原材料・加工という生産プロセスと産地との結びつきを明らかにし、今後の日本における伝統的工芸品と地域の関係を検討し、地域における産地の可能性を示すことを目的とする。そのために、全国の産地における産地内の原材料の変遷から原材料と産地の結びつきを把握する。また、伝統的な技法と産地の結びつきを把握する。さらに、これらが直接土地と結びついている自然環境との関係に着目し、分析を行う。以上の分析により、原材料と技法と産地の関係を捉えることが可能となる。しかし、これらは工芸品における生産の一部であり、実際には原材料の生産や運搬、販売を含む一連のプロセスが存在する。そこで、具体的な産地を取り上げて生産プロセス全体を捉え、伝統的工芸品と地域の関係を更に検討する。

(3) 研究の対象と方法

本研究では、全国にある1725品目の伝統工芸のうち「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）」により経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品 210 品目を研究対象

とする。伝統的工芸品は指定の要件に①申出書に明記された伝統的な工程に従った生産②産地の形成の2点があるため産地とのつながりを考察するには適していると考えられる。

伝統的工芸品の生産は、原材料の調達、工芸品への加工、販売のプロセスに分けられる(図1-1)。そのうち、産地との関係がある原材料と技法に着目する。

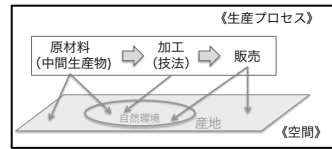


図1-1 生産プロセスと産地

1-2 論文の構成

本研究では、第2章では第二次産業である加工業と産地に関する思想と制度を概観し、第3章では原材料と産地の関係、第4章と第5章では伝統的な技法と産地の関係を明らかにする。第6章では、大館曲げわっぱを取り上げ、伝産法に含まれない生産プロセスにおける作業とその場を特定し、生産プロセス全体と産地の関係を検討し、第7章で以上の成果から総合的に考察を行い、結論とする。

1-3 伝統的工芸品の成り立ち

伝統的工芸品は、戦後の文化財保護法による「伝統工芸」と柳宗悦による民藝運動による「民芸」の2つの概念を踏襲し成立した。その定義には①手工性、②日常の用に供すること、③伝統性、④産地性が挙げられる。

1-4 先行研究

本論文に関連する先行研究は、経済地理学における産地の立地に関する歴史的な研究、分業の形態などの産地構造について論じた研究、地域における伝統工芸の振興について論じた研究がある。本研究は、このような知見のもとで、原材料と技法に着目して産地との結びつきについて、全国の伝統的工芸品の産地に関して実証的に空間的な視点によって捉え、今後の伝統工芸と産地の関係について考察するものである。

第2章 伝統工芸と産地に関する思想と施策

2-1 はじめに

本章では文献調査により、近代以降の二次産業に関する産地論をまとめ、関連分野の産地の捉え方を把握する。次に、伝統工芸や産地に関する諸制度を把握し、伝統的工芸品の保全が示す産地との関係を明らかにする。以上より、工芸における場所性の捉え方を明らかにすることを目的とする。

2-2 二次産業における産地論の変遷

(1) ヨーロッパにおける二次産業の産地論

20世紀初頭にヨーロッパで、A. MarshallとA. Weberが近代産業と産地への考察の嚆矢とされる。A. Marshallは地域的集中の利点や地域の特色を帰納的に論じたのに対し、A. Weberは工業の立地と特徴について演繹的に論じた。二人の理論は方法が異なるが、集積に対する経済的な要因に着目した古典的な研究として扱われている。現在では、経済的な要因の他に社会・文化・制度的観点などの非経済的要因に着目した多様な産地論の研究がされている。

(2) 日本における二次産業の産地論

日本における産地論では、一般に①歴史性・伝統性、②地域の資本・労働力・原材料、③消費財の消費、④社会的分業体系が産地の特徴として挙げられている。

日本における産地の分析の多くは、産業集積の一部として扱われ、生産や流通をめぐる諸関係とその形成要因を分析することが主流になっている。今後の産地の活路について、地域的価値による再興への提案や、産地の解体と海外市場との関連を強めるグローバル化による再興への提案がされている。

2-3 日本における工芸思想

近代以降の工芸は、美術的価値や手作業の価値、伝統的価値への解釈の違いにより、様々な分野として確立された。伝統性には大きく2つの考えが存在する。1つは「インダストリアルデザイン」や「民芸」など量産のための機械導入など近代的技術と日本の伝統的な技法の融合を図るものであり、もう1つは、「伝統工芸」など工芸の守るべき伝統が製品の型や生産過程の技法に求めるものである。

また、場所性については、日本的であることが伝統とされ、工芸に対する文化政策も国の文化を保護するものであった。それに基づく「伝統工芸」は日本文化の保全が思想として存在する。一方で、「民芸」は原材料と自然の関係から工芸の域的価値に着目し、「伝統的工芸品」は産業的側面から、社会的ネットワークが形成される産地から地域を捉えている。

2-4 ヨーロッパにおける加工品の産地に関する施策

(1) ドイツのマイスター制度と産業施策

ドイツでは、職業教育と中世以来の慣習としてのマイスター制度がある。それらの起源は13世紀にまで遡り、弟子・職人・マイスターの3つの身分が存在する。また、職に従事しながら職業学校で理論を学ぶ制度が1969年の職業教育法で確立した。この制度は、技法の伝承を促す仕組みとして評価されている一方で、経済構造の変動に対する手工業の適応への障害になることが指摘されている。

(2) イタリアの職人企業と産業施策

イタリアでは共和国憲法が1948年に制定され、「職人」が「生産手段を自ら保持する労働者」と規定された。また、「手工業の保護と発展をはかること」が明記されている。1985年には「手工業基本法」が制定され、各州が手工業に関する諸法規を公布することを謳い、技術革新や競争力の振興が図られた。現在のイタリアの各都市においても小規模な店と小さな工房が町中にあり、職人の活動の場となっている。

2-5 日本の産地に関する施策

(1) 地理的表示に関する制度

日本では、衛生や消費者の保護が目的となり産地呼称に関する地理的表示の規制が行われてきた。しかし近年はローカルブランドの形成や保護が求められ、産地を保護するための地理的表示に対する制度を整備する必要が生じた。

2005年には「商標法」が改訂され、地域団体商標制度が設けられ、伝統工芸も制度対象となる。実際に現在に指定されている490件のうち、170件が工芸品であり98件が伝統的工芸品である。地域団体商標では、生産地域の規定はなく、登録された団体に地理的表示の独占権がある。

(2) 中小企業政策における産地支援施策

中小企業政策は1960年以降盛んに行われるようになった。その目的は、構造的に伸び悩んでいた中小企業への支援である。対象となる企業は、時代とともに産地、企業城下町、中小企業集積、産業集積と業種別の産業集積概念を広げた。伝産法以外の中小企業政策は、1980年代までは衰退する中小企業の経営の安定が目的とされ、1990年代以降は地域における役割が期待されている。一方で、1974年に制定された「伝産法」は始めから国と地域両者の経済発展が目的とされている。

(3) 文化財保護制度

有形文化財や無形文化財には、産業としての伝統工芸の価値というよりも、日本における美術的価値が求められる。そのため、重要な作品を対象としており、無形文化財はそれらを作り出す技とそれを保有する人を対象としている。

また、伝統的建築群・文化的景観は空間の領域を確定し文

化財を保護するという点で、面的な広がりをもつ伝統工芸の産地もその対象となる。しかし、伝統工芸についてみると特徴的なものだけに留まっており、これらの制度は伝統工芸の産地を限定的に保全していると言える。

2-6 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）

（1）伝産法の概要

1960年代から衰退する伝統工芸の再興のために1974年に「伝産法」が制定され、工芸品の産地振興が行われるようになった。その後、1992年には伝統的工芸品を取り巻く環境の変化から、①ゆとりと豊かさに満ちた国民生活の実現に貢献する生活文化産業、②21世紀に向けた新たな産業展開のニーズを提供する産業、③特色ある地域づくりや地域活性化に貢献する産業、④我が国産業の顔として我が国産業文化を印象づける産業として、新たな役割が明確にされている。

（2）伝産法の指定

工芸品が伝統的工芸品の指定を受けるには、①主として日常生活の用に供されるものであること、②製造過程の主要部分が手工的であること、③伝統的技術又は技法によって製造されるものであること、④伝統的に使用されてきた原材料であること、⑤一定の地域で産地を形成していること、を満たす必要がある。特に、⑤に関して産地の形成の条件は原則10企業以上又は30人以上の従事者によって一定の地域で製造されることとなっている。

（3）伝産法の指定状況

1975年から現在まで210品目の工芸品が指定されており、それらは10種（織物・染色品・陶磁器・石工品・木工品・竹工品・金工品・和紙・人形・その他）に分類された。

産地の年生産額は、平均28億497万円となっているが、1億円以下の産地は210カ所中29カ所（13.8%）も存在し、企業が多くても製品が売れていない産地は少なくない。

また、指定された産地の成立については、縄文時代以降の時代にも産地の成立が見られるが、江戸時代には108品目の産地が成立しており半数以上を占めている。

成立の要因については、技法の伝来について不明である産地は67カ所あった。自発的に技法が生まれた産地は210カ所中40カ所であった。一方で、産地外から技法が伝播することにより、成立した産地は全部で210カ所中103カ所と約半数ある。藩主の奨励の有無をみると、全210ヶ所のうち86カ所（41%）で確認された。

2-7 本章の考察

①伝統工芸は藩の経済基盤としての役割を担っていたが、国を代表する対外的な産業としての役割へ移行した。現在は世界に販路を求めながらも、その地域的価値が認識されている。
②伝統的工芸品は本質的に守るべき原材料と技法を部分的に保護することで、その他の部分で創造的な質を持ち合わせていると考えられる。
③伝産法は生産工程の保全であり、文化財保護法における伝統的建造物群や文化的景観においては具体的な場所とのつながりが部分的に保全されている。

第3章 原材料の変化と保全

3-1 はじめに

（1）本章の背景と目的

規定では原材料の調達先には触れられていないことから、原材料の調達先は変化することもあり得る。また、原材料の枯渇や入手難等により原材料の変更を余儀なくされる場合もあり、この場合は質の変わらない他の原材料で代替することも伝産法では認められている。そこで、伝統的工芸品に用い

られる原材料を特定し原材料の歴史的变化を明らかにすることにより、原材料と産地の結びつきを明らかにすることを目的とする。

（2）対象と方法

伝統的工芸品の工程・原材料の変遷を把握する。時代区分として、産地成立期・伝産法指定時・現在・将来（見込み）を設定した。まず、入手した159品目の伝統的工芸品の「申出書」を資料として、伝産法指定時の工程と材料（中間生産物及び原材料）を把握する。また、中間生産物に関してもその原材料を特定し、工芸品に用いられる全ての原材料を把握する。以上から、伝統的工芸品の工程図を作成した。また、アンケート調査を行い組合の意識と取組を把握した。

表 3-1 アンケート調査の概要

調査期間	2010年2月～2011年2月	
調査対象	伝統的工芸品の組合	
回収率	112/159 (70.4%)	
調査項目	原材料の変化	3章(第3節)
	産地内の原材料の変化	3章(第4節)
	原材料変化の技法への影響	4章
	原材料や産地に対する意識	3章(第5節)
	原材料についての取組み	3章(第5節)
	認識される産地の領域	5章

表 3-2 伝統的工芸品と申出書取得件数

	織物	染色品	陶磁器	石工品	木工品	竹工品	金工品	人形	和紙	その他	合計
アンケート回収	18	7	14	5	37	9	9	2	3	8	112
申出書取得	30	10	20	6	48	11	11	8	6	9	159
全数	34	10	31	8	64	13	14	8	9	19	210

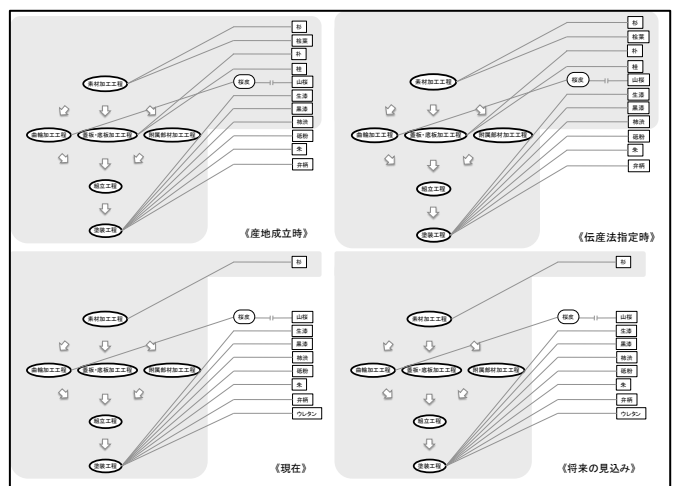


図 3-1 工程図の一例（大館曲げわっぱ）

3-2 伝産法指定時の原材料

申出書が入手できた工芸品159品目の材料として1075種の原材料と690種の中間生産物が把握され、中間生産物の原材料数は864種であることから、計1939種の原材料を把握した。それらの原材料を「草・木」「土・石」「鉱物」「動物」「その他」の5種に分類した。原材料の種類と産地の関係についてみると、産地内で調達される原材料は593種（30.6%）と低い。和紙・陶磁器は産地内原材料の割合が高いが、その他の種別は産地外での調達が多い。

表 3-3 工芸品の種類と原材料

種類	品目数	草・木		土・石		鉱物		動物		その他		合計	平均	産地内割合		
		産地内	産地外	産地内	産地外	産地内	産地外	産地内	産地外	産地内	産地外					
織物	30	91	67	3	1	0	10	2	2	3	33	99	113	212	7.07	46.7%
染色品	10	4	51	0	0	2	2	0	0	0	10	6	63	69	6.9	5.7%
陶磁器	20	31	13	107	66	20	24	0	0	0	5	158	108	266	13.3	59.4%
石工品	6	1	1	9	12	0	0	0	0	0	0	10	13	23	3.83	43.5%
木工品	48	189	361	5	46	17	132	4	50	0	23	215	612	827	17.2	26.0%
竹工品	11	37	41	0	0	2	1	1	3	0	5	40	50	90	8.18	44.4%
金工品	11	8	40	7	19	4	77	0	4	0	13	19	153	172	15.6	11.0%
人形	8	16	64	2	9	0	34	0	22	0	4	16	133	151	18.9	11.9%
和紙	6	21	11	0	0	0	1	0	0	2	1	23	13	36	6	63.9%
その他	9	4	47	0	2	1	15	0	20	0	4	5	88	93	10.3	5.4%
合計	159	402	896	133	155	46	296	7	101	5	98	593	1246	1939	12.2	30.6%
産地内割合		36.6%		46.2%		13.5%		6.5%		4.9%		30.6%				

3-3 指定時から現在までの原材料の変化

アンケートの回答を得た工芸品112品目に用いられる1339種の原材料のうち、134種が現在までに使用されなくなった。

そのうち半数以上の72種が「草・木」で、次いで「土・石」が31種と多い。また、使用されなくなった原材料のうち52種で代替物を用いている。

表 3-4 原材料の変化

	草・木	土・石	鉱物	動物	その他	合計
使用しなくなった	72	31	4	17	10	134
代替物あり	29	11	4	5	3	52
代替物なし	43	20	0	12	7	82
材質が変わった	3	0	0	0	0	3
あまり採れなくなった	0	5	0	0	0	5
合計	75	36	4	17	10	142
母数	770	201	233	61	74	1339
割合	9.7%	17.9%	1.7%	27.9%	13.5%	10.6%

原材料の変化の要因としては、供給・品質・必要性・使用禁止の4つに分類されることが分かった。代替物は同種類の原材料に代わるケースと工業製品に代わるケースがある。「草・木」には2つのケースが見られるが、「土・石」は全て同種の原材料を使い、「動物」や「その他」は全て工業製品を用いている。今後の原材料の展望として、18品目の産地において原材料の変化が懸念されている。

3-4 原材料と産地の関係

全体の傾向として、産地成立時には45.5%の原材料が各産地内で調達されていたが、指定時、現在、将来とその割合が減少している(表3-5)。

表 3-5 産地内調達の原材料の割合

	産地成立時	指定時	現在	将来(見込み)
産地内原材料	605	398	309	298
全原材料	1329	1339	1287	1267
割合	45.5%	29.7%	24.0%	23.5%

産地成立時と現在で状況が変わっていない産地は77カ所(全体の68.8%)と比較的多い。しかし、産地成立時に産地内調達のみであった産地は38カ所あったが、現在はそのうち30カ所で産地外から調達を行っている。また、産地成立時に産地内外で調達を行っていた45カ所の産地のうち、4カ所の産地は産地外調達のみになっている。このように、原材料の調達先は産地内から産地外に移る傾向が強い。

表 3-6 産地ごとの産地内調達の変化

	現在			合計
	産地内調達のみ(A)	産地内外で調達(B)	産地外調達のみ(C)	
産地成立時				
産地内調達のみ(1)	8	25	5	38
産地内外で調達(2)	0	41	4	45
産地外調達のみ(3)	0	1	28	29
合計	8	67	37	112

3-5 産地組合の意識と取組み

(1) 原材料に関する産地組合の意識

原材料について「すべて変わってはいけない」という意見が43件と最も多い。また「一部変わってはいけない原材料がある」という意見が38件あった。一方で「原材料は変わっても構わない」という意見も24件ある。

原材料の調達先の変化について「調達先は変わってはいけない」という意見が36件ある一方で、「調達先は変わっても構わない」という意見が68件と半数以上を占める。

産地内における原材料について「産地内に必要だ」という意見は44件あり最も多かった。また、「一部産地内に必要な原材料がある」という意見も7件、「産地外の特定な場所に必要な原材料がある」という意見が19件あった。産地外の原材料の志向については、産地外に良質な原材料を「是非利用したい」という意見が55件と最も多かった。また、「どちらかといえば利用したい」という意見も33件と次に多い。一方で、「どちらかといえば利用したくない」という意見が10件、「利用したくない」という意見が7件と消極的な意見は少なかった。

(2) 産地組合の意識の傾向

全ての原材料を産地内で調達していた産地は原材料変化に否定的な産地が多い(38ヶ所中30カ所)。全ての原材料を産地外から調達していた産地は調達先の変化に柔軟で(30カ所中21カ所)、特に原材料とその調達先の変化ともに柔軟な産

表 3-7 原材料と調達先変化に対する意識

	原材料変化×調達先変化×	原材料変化○調達先変化×	原材料変化×調達先変化○	原材料変化○調達先変化○	無回答	合計
1-A	6			2		8
1-B	10	1	9	3	2	25
1-C	3		2			5
2-A						0
2-B	11		19	9	2	41
2-C	1		2			4
3-A						0
3-B				1		1
3-C	3		11	9	5	28
小計						
1	19	1	11	5	2	38
2	12	0	21	9	3	45
3	3	0	11	10	5	29
A	6	0	0	2	0	8
B	21	1	28	13	4	67
C	7	0	15	9	6	37
合計	34	1	43	24	10	112

表 3-8 産地内外の原材料の志向

	産地内に必要 産地外利用したくない	産地内に必要でない 産地外利用したくない	産地内に必要 産地外利用したい	産地内に必要でない 産地外利用したい	その他	合計
1-A	2		4	1	1	8
1-B	5	1	8	9	2	25
1-C	1		1	3		5
2-A						0
2-B	5	2	17	16	1	41
2-C				3		4
3-A						0
3-B				1		1
3-C				4		4
小計						
1	13	1	17	17	7	58
2	5	2	17	19	2	45
3	0	0	4	18	7	29
A	2	0	4	1	1	8
B	10	3	26	26	3	67
C	1	0	5	23	6	37
合計	13	3	34	50	12	112

地が30カ所中17カ所ある。また、現在の状況も産地成立時と同様な傾向にあると言える。

産地内原材料の必要性と産地外原材料への志向性との関係は、全ての原材料を産地外で調達していた産地は産地外の原材料に積極的である。一方、全ての原材料を産地内で調達していた産地は、産地内外の原材料への志向性に偏りがみられない。また、現在の状況を見ると、全ての原材料を産地内で調達している産地は産地内に必要とする産地が多いが(8ヶ所中6カ所)、全ての原材料を産地外で調達している産地は産地内の原材料は必要とせず、産地外の原材料も利用したいという産地が多くなっている(38カ所中23カ所)。このように、産地内外の原材料に対する志向性は産地成立時の状況よりも、現在の状況との関係性が強いことが分かった。

(3) 産地組合の原材料に対する取組み

現在の組合の取組みをとして、原材料の一括調達、原材料の育成や採掘、新しい原材料の開発が確認された(表3-9)。

一括調達に関しては相関がないが、育成や採掘・新原材料の開発は現在全ての原材料を産地外から調達している産地ではあまりなされていない。これらの事業が多くなされているのは、現在産地内外の原材料を併用している産地である。原材料の変化の意識との比較からも、原材料の変化に否定的な産地でこれらの事業が多くなされており、産地内に残っている原材料を残すために行われていると考えられる。

一方で、一貫して産地外から原材料を調達している産地でも育成や採掘・新原材料の開発が行われている。

表 3-9 組合の取組み

	一括調達	育成	開発	全体の数
1-A	3	2	2	8
1-B	9	10	6	25
1-C	2	1	0	5
2-A	-	-	-	0
2-B	13	11	10	41
2-C	1	2	0	4
3-A	-	-	-	0
3-B	0	0	0	1
3-C	10	3	4	28
小計				
1	14	13	8	34
2	14	13	10	37
3	10	3	4	30
A	3	2	2	8
B	22	21	16	66
C	13	6	4	38
合計	38	29	22	112

3-6 産地内で調達される原材料と自然環境

染色品は産地外から全ての原材料を調達しており、原材料と産地内の自然環境との結びつきはない。また、金工品に用いられる金属も現在では産地内で採掘されておらず、結びつきが消失している。金属は質が均一で場所によらないため、産地の自然環境とのつながりは弱かったと考えられる。

他の産地では原材料と産地内の自然環境との結びつきが確認された。織物や木工品、竹工品の産地では、全国に分布する原材料が多く、産地外から調達するようになった産地が見られた。また、陶磁器の一般的な土に関しても同様なケース

が確認された。これらは原材料が採れる平地や山の自然環境との結びつきが消失している。

一方で、織物の染料は化学染料の使用が主流になるものの、地域独特な染料を使用する産地は現在でも継続して使用されており、自然環境との関係は維持されている。また、陶磁器や石工品の土や石も地域性があるものは同様な傾向にある。これらの原材料と自然環境との結びつきは強いと言える。しかし、土や石は持続的な資源ではないため、枯渇することがあり、現在では使用していない例が陶磁器で多く確認された。

3-7 本章の考察

原材料と産地の結びつきは産地成立時の原材料の調達状況によってことなることが明らかになった。全ての原材料を産地外から調達していた産地は、今でも原材料との結びつきはない。一方で、原材料を産地内で調達していた産地には今でも原材料との結びつきが残っている。全ての原材料を産地内で調達していた産地は、産地外の原材料を利用する場合もあるが、産地内原材料の重要性を強く感じている。また、産地内外の原材料を併用していた産地は、産地外の原材料を求め一方、産地内原材料の維持復原に努めているところも多い。

第4章 技法の変化と保全

4-1 はじめに

(1) 本章の背景と目的

伝統的工芸品は、規定によりその技法に改善発展があったとしても、製品の特質が変わらなければ伝統的と判断される。従って、伝統的工芸品においては、伝統的な技法が現在でも変わらずに残っていることが前提となる。そこで、各工芸品の工程と技法を把握し、工程における伝統的技法の使用の現状を明らかにする。また、伝産法の対象には中間生産物の加工が含まれず、中間生産物の加工に必要な技法は変化する恐れがある。そこで、原材料変化による技法への影響の有無、中間生産物の変化の有無を把握し、工芸品の生産全体に必要な技法の変化を明らかにする。さらに、呼称の独占権を規定する地域団体商標の指定状況と伝統的工芸品の生産割合を把握することで、現在の伝統的な技法の存続について考察する。

(2) 研究の方法

「申出書」に明記されている159品目の工芸品の伝統的な技法を把握した。また、原材料の変化による技法や製品の質への影響、省力化への志向性への意識を、産地組合へのアンケート調査により明らかにした。中間生産物に関しては、工程図の変遷から中間生産物の変化を把握し、産地との関係を分析した。さらに、伝統的工芸品の呼称について地域団体商標への登録状況を把握する。つぎに、伝統的工芸品の生産割合について、「平成18年度伝統的工芸品総覧」より、伝統的工芸品に携わる企業数・従業員数・年生産額を把握し、工芸品の特徴との比較から、伝統的な技法について考察する。

4-2 生産工程と伝統的技法

(1) 伝統的な技法

申出書を入手した159品目の伝統的工芸品には全2060種の伝統的技法がある。1品目あたり平均12.4種の伝統的技法が用いられることが分かった。6種から15種の工芸品が88品目と半数以上を占める。1種から5種の伝統的技法で作られる工芸品は23品目ある一方で、30種以上の伝統的技法で作られる工芸品も8品目あり、最も多いもので54種の伝統的技法を必要とする。

(2) 伝統的な技法

伝統的工芸品を生産工程は、垂直型（72品目）・垂直 + α

型（23品目）・水平型（5品目）・垂直水平併合型（59品目）の計4種に類型化された。全ての工程で伝統的技法を用いている工芸品が全159品目中47品目（29.6%）存在する。約3割近くの工芸品は全ての工程に職人の技が今でも活かされていることが分かる。一方で、その他の工芸品における伝統的な技法が用いられる工芸品も多く存在し、平均57.6%となっているが、伝統的な技法の使用割合が非常に小さい工芸品も存在する。約7割近い工芸品には近代的な加工による工程が用いられており、これらの工芸品は工程の一部に重要な伝統的技法が存在すると考えられる。

(3) 原材料変化による伝統的技法への影響

112品目の工芸品のうち6品目（秋田杉桶樽、春日部桐箆、高岡漆器、京友禅、京小紋、弓浜緋）において原材料変化による影響が確認された。また、高岡漆器においては、原材料は変わらないものの中間生産物の材質が変化したために、技法や製品の質が変化している。

伝産法指定時から現在までに変化した239種の原材料のうち、影響を与えた変化は12種ある。そのうち10種の変化により技法が変わり、3種の変化は製品の質に影響を与えている。

(4) 省力化への志向

「質が変わらなければ省力化したい」と答えた産地が73カ所と最も多く、「省力化する必要がない」と答えた産地が28カ所ある。伝統的な技法を全ての工程で用いる産地39ヶ所のうち28ヶ所は「質が変わらなければ省力化したい」と答えている。

4-3 中間生産物と技法

(1) 指定時の中間生産物

「申出書」を入手した159品目の伝統的工芸品において、128品目において計691種の中間生産物が使用されている。そのうち、原材料1種によるものが569種、原材料2以上によるものが122種あった。原材料1種による中間生産物が82.3%も占めている。

(2) 中間生産物の変化と技法

691種の中間生産物の27.6%にあたる191種が産地内で生産されるものの、残り72.4%にあたる500種が産地外で生産されており、中間生産物は産地外からの調達が多い。伝産法指定時から現在までに、691種の中間生産物のうち、「使用しなくなった」ものが24種、「産地外で作るようになった」ものが23種あり、この2つが大半を占める。「使用しなくなった」中間生産物は、24種中20種で代替品が用いられており、多くはより質の良い工業製品に替わっている。

4-4 産地における伝統的工芸品の生産割合

(1) 産地における伝統的工芸品

2005年に商標法が改訂されて地域団体商標制度が導入されてから、2011年10月までに490件の商標が登録されている。このうち170件が工芸品であり、98カ所の産地で105件が伝統的工芸品に関する商標となっている。そのうち伝産法による伝統的工芸品の呼称と一致するものが93件、一致しないものが12件あった。

(2) 伝統的工芸品の生産割合

産地全体の年生産額を見ると、産地1ヶ所あたり平均28億690万円となっている。しかし、年間5億円に満たない産地は210ヶ所中97ヶ所（46.2%）と非常に多い。年間1億円以下の産地は210ヶ所中28ヶ所（13.3%）存在する。産地により状況が大きく異なることが分かる。工芸品の種別ごとに見ると、織物・木工品は年生産額が少ない産地が多い。一方で、染織品や金工品は年生産額の大きい産地が多い。

(3) まとめ

生産額において伝統的工芸品が占める割合と地域団体商標の登録状況を見ると、地域団体商標への登録を行っている98カ所の産地のうち、伝統的工芸品のみ生産している産地は19カ所(19.4%)のみである。その他の79ヶ所の産地は伝統的でない工芸品の生産も行っている。生産額において伝統的工芸品が占める割合は、未登録の産地が平均17.2%であるのに対し、登録済みの産地が45.8%と高い。しかし、登録済みの産地において、割合が低い産地も多く存在し20%以下の産地が35カ所(35.7%)ある。

表 4-1 年生産額における伝統的工芸品の割合と地域団体商標登録

	0-20%	20-40%	40-60%	60-80%	80-100%	100%	データなし	合計	平均
地域ブランド登録	35	8	11	14	8	19	3	98	45.8%
地域ブランド非登録	41	11	12	11	12	24	1	112	17.2%
合計	76	19	23	25	20	43	4	210	35.1%

4-5 本章の考察

現在の伝統的工芸品の加工は補助的な工程に機械を用いながらも、主要な工程に用いる伝統的な技法が変化せずに残されており、これらによって産地との結びつきがあると言える。しかし、伝統的でない工芸品の生産は量産が可能であり、生産額に占める伝統的工芸品の割合が低い産地も多い。これらの産地は年生産額も大きく、伝統的な技法を活かした新しい工芸品の販売の売上により産地が支えられていると言える。

第5章 伝統的な技法と産地の自然環境

5-1 はじめに

(1) 本章の目的

産地の領域を職人の認識から特定し、その産地特有の技法を把握し、その技法が用いられる場所を特定することで、技法と産地の関係を検討することを目的とする。

(2) 研究の方法

伝統的工芸品の仕事に従事する職人により組織される協同組合が示す産地の領域を特定し、それらの特徴について分析する。また、申出書の記載内容から工程と具体的な作業方法の記述を分析し、産地内の自然環境を必要とする作業を抽出することで、その作業方法と必要される自然環境と歴史的変化を把握する。また、その特徴について分析する。

5-2 産地の領域

特定された産地の領域は104カ所あり、平均574.97km²であった。面積が最も広い産地は、本場大島紬で17149.28km²あり、宮崎県と鹿児島県の2県に広く分布している。一方で、大堀相馬焼の1.4km²であり、非常に限られた地域が産地とされている。産地の重なりをみると、10カ所で確認された。大館・桐生・小千谷では同じ場所で、同じ種別の工芸品を2種類生産している。一方、東京・松本・静岡・名古屋・金沢・京都・大阪では、異なる種別の工芸品の産地が多数重なっている。また、行政界に沿って境界がある産地が11カ所あるが、他の産地93カ所について、山・海・川の自然環境との関係が確認された。

表 5-1 産地領域のタイプ

	行政界		自然との関係										合計	
	県	市区町村	山と平地					平地のみ						その他
			海あり	海なし	川あり	川なし	その他	川あり	川なし	その他	川あり	川なし		
織物	1	2	3	4	2	1	2	1	2	1	2	3	3	18
染色品				3					2		2	2		7
陶磁器	1	1	2	2				5			2			13
石工品	1	1	2	2			1	2				1	1	6
木工品	2		10	7			7	1	3	1	1	1	1	32
竹工品			1	2			2		2		1	1	1	7
金工品					2	2				1	1	2	1	8
人形			1	1										2
和紙		1		1										3
その他	2	2	3	1								2		8
合計	2	9	5	25	0	17	3	20	1	6	2	12	2	104

5-3 産地領域における技法と自然環境

(1) 全体的な傾向

申出書をもとに行ったアンケートに回答のあった112カ所の産地うち、78カ所の産地で技法と自然環境との関係が確認された。しかし、そのうち9カ所では関係を消失している。

気候との関係をもつ産地は66カ所あり、その結びつきの全ては天日干しや陰干しなどの乾燥の工程である。陶磁器の大堀相馬焼では乾燥機を使用することにより、因州和紙では雪晒しが行われなくなることで、気候との関係が消失した。また、具体的な場との関係をもつ産地は37カ所で確認された。しかし、そのうち18カ所は関係を消失した。

表 5-2 技法と自然環境の関係

気候	川	海	泥地	斜面地	山	竹林	技法										合計
							織物	染色品	陶磁器	石工品	木工品	竹工品	金工品	人形	和紙	その他	
気候	12	3	1(1)				29	5	1	2	2(1)	2	2	66(2)			
関係ある産地	12	3	1				29	5	1	2	2	2	2	66			
関係なくなった産地	0	0	1											2			
関係ない産地	6	4	3	5	8	4	8						6	44			
川	1(9)	(6)									2(1)			3(16)			
海	1													1			
泥地	3													3			
斜面地				11(2)										11(2)			
山	1				1									2			
竹林						1								1			
関係ある産地	4		11		1	1				2				19			
関係なくなった産地	9	6	2							1				18			
関係ない産地	5	1	1	5	36	8	9	2				8		75			
関係ある産地	12	3	13	0	29	5	1	2	2	2				69			
関係なくなった産地	4	3	1	0	0	0	0	0	1	0				9			
関係ない産地	2	1	0	5	8	4	8	0	0	0	6			34			

注) ()は関係のなくなった産地数

(2) 工芸品の種別ごとの特徴

技法と産地内の自然環境との結びつきは、特に、織物や陶磁器、木工品に多く見られる。具体的な作業の方法は産地によって異なるため、それぞれの気候に合わせた技法により工芸品が作られている。

気候以外の直接的な自然環境との結びつきは織物、陶磁器、木工品、竹工品、和紙で確認された。陶磁器は穴窯や登り窯を使用するために斜面地との関係をもつ産地が多くある。陶磁器以外では、原材料が分布する自然環境の中で作業、海や川で水を利用して作業が確認された。しかし、全体的には直接的な自然環境との結びつきは減少している。海や川で作業を行う技法や、気候を活かして天日乾燥する技法は、数少ない屋外の作業であり非常に貴重なものになっている。

5-4 技法と産地

(1) 工芸品の技法と気候

気候を利用した技法については、金属や石は気候にほとんど影響されないため、技法と気候との関係は希薄といえる。しかし、その他の工芸品は技法と気候との結びつきをもっている。同じ種別の工芸品であっても、その技法の内容は異なる。これは、使用する原材料の違いや、産地の場所による気候の違いによると考えられる。

(2) 工芸品の技法と産地領域

技法と産地の具体的な場との関係がみられた産地は32カ所あった。工芸品の種別では、織物13カ所、染色品6カ所、陶磁器10カ所、木工品1カ所、和紙2カ所となっており、石工品、竹工品、人形、その他には関係がみられなかった。

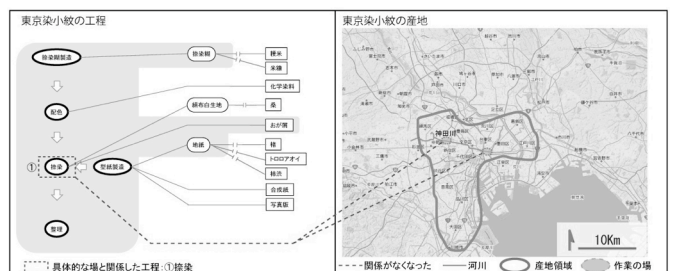


図 5-1 技法と産地領域の例 1 (東京染小紋)

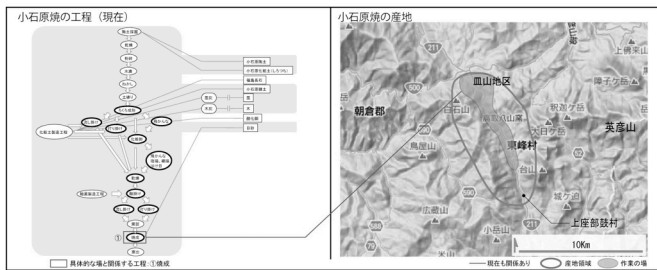


図 5-2 技法と産地領域の例 2 (小石原焼)

織物や染色品は、精練や染色をする際に、川の水を使用していた。染色には綺麗で良質な軟水が大量に必要となる。

1950 年以降は水道の普及や環境問題への配慮から、地下水や水道水を用いて工場内で染色の作業を行っており、織物は 13 カ所中 9 カ所、染色は 6 カ所全ての産地で川との結びつきは無くなっている。

陶磁器は斜面地を利用する登り窯の使用により、10カ所全ての産地で技法と産地内の具体的な場との関係が特定された。しかし、常滑焼、瀬戸染付焼、出石焼の 3 カ所は現在登り窯を使用せず、その関係がなくなっている。

染織品の産地ではイベント的に川での染色風景を残す活動を行っており、陶磁器の産地では近代的な窯を使用しながらも、登り窯をイベントとして用いているところも存在する。

5-5 本章の考察

工芸品は、特に同じ種類の工芸品であっても、気候によって技法が異なる。また、染料の濃度や陶磁器の焼成の具合など、明文化できない技法は他にも多く存在すると思われる。この差異は歴史的な経験によって職人が得てきた知恵であり、結果として伝統工芸における技法の多様性を生み出していると言える。

自然との関わりを持つ数少ない技法は、さらに時代とともに自然との関係が希薄化してきた。しかし、陶磁器や染色品における自然を利用した技法を用いたイベントは、技法と産地の自然の途切れた関係について、山や川が今でも存在し、技法を有する職人が存在することで、一部であれ関係を築きうる可能性を示唆している。

第 6 章 大館曲げわっぱにみる産地の変容と地域のつながり

6-1 はじめに

プロセス ID	作業	作業の場	人	もの	道具	変遷
原材料	1 木の育成	[A] 山 [B] 曲げわっぱの森	屋外 職人 (林業)	杉、ひび、材、枡	鋸、チェーンソー	江戸 明治 昭和 第二次世界大戦 伝産法指定 現在
	2 切り削し	[A] 山 [B] 曲げわっぱの森	屋外 職人 (林業)、市民	杉、ひび、材、枡	チェーンソー	
	3 ヤマザクラの育成	[A] 山	屋外 職人 (林業)、市民	ヤマザクラ	チェーンソー	
	4 桜の皮はぎ	[A] 山	屋外 職人 (林業)	ヤマザクラ	斧、鋸	
	5 田植え	[C] 水田	屋外 農家	稲	鋸	
	6 稲刈り	[C] 水田	屋外 農家	稲	米	
	7 漆の育成	[A] 山 [D] うるしの森	屋外 職人 (漆)	ウルシ	斧、鋸	
運搬 (原材料)	8 漆掻き	[A] 山	屋外 職人 (漆)	ウルシ	斧、鋸	
	9 馬による運搬	[E] 道路	屋外 職人 (林業)	原木	馬、木ソリ	
	10 筏流し	[F] 米代川	屋外 船頭	原木	筏	
	11 森林鉄道による運搬	[G] 線路	屋外	原木	汽車	
貯木 (原材料)	12 トラックによる運搬	[E] 道路	屋外	原木、産地外原材料	トラック	
	13 貯木	[H] 貯木場 [I] 貯木場 [J] 市場	屋外 職人 (林業)	原木		
	14 専売	[H] 貯木場	屋外 職人 (林業)	原木		
販売 (原材料)	15 専売	[I] 貯木場 [J] 市場	屋外 職人 (林業)	原木		
	16 曲げわっぱ加工	[K] 作業所 [L] 体験工房	屋内 職人 (曲げわっぱ)	曲げわっぱ	斧、鋸、鉋	
販売 (工芸品)	17 新商品の開発	[K] 作業所	屋内 職人 (曲げわっぱ)、観光客	曲げわっぱ	斧、鋸、鉋	
	18 販売	[K] 作業所 [L] 体験工房 [M] 物産店	屋内 職人 (曲げわっぱ)、観光客	曲げわっぱ	斧、鋸、鉋	
運搬 (工芸品)	19 船による運搬	[F] 米代川 [N] 大館舟場	屋外 船頭	曲げわっぱ	船	
	20 トラックによる運搬	[E] 道路	屋外	曲げわっぱ	トラック	
観光・教育	21 展示	[L] 体験工房 [M] 物産店 [O] 郷土博物館	屋内	曲げわっぱ		
	22 体験	[P] 大館地域職業訓練センター [Q] 小学校 [R] 大館海ドーム [L] 体験工房 [M] 物産店	屋内 職人 (曲げわっぱ) [P] 市民 [Q] 小学生 [R][L][M] 観光客	曲げわっぱ		

※ 〇は組合の活動を表す

図 6-1 生産プロセスにおける作業と場の変遷

(1) 本章の背景と目的

具体的な産地を取り上げることで、一連の生産プロセス (原材料、加工、販売) における作業とその場を特定し、それらの変遷を明らかにすることで工芸品の生産全体と産地の関係を検討することを目的とする。また、産地における一連の生産プロセスを空間的に評価し、今日の伝統工芸の地域的役割についても言及し、今後の産地の在り方を考察する。

(2) 研究の方法

木工品である大館曲げわっぱを対象とする。選定理由は、持続可能な資源である木を主たる原材料とし、伝統的工芸品の中で最も品目数が多い木工品であること、かつて産地内の原材料で全てまかなってきたが現在は産地外の原材料も利用していること、現在原材料の育成を行っていることが挙げられる。調査方法は、「申出書」の資料調査の他、ヒアリング調査、文献調査、実地調査を行った。

表 6-1 調査概要

調査日時	2011年8月 (調査時間: 1~5時間)		
調査対象	米代東部森林管理署、曲げわっぱ協同組合、大館郷土博物館		
調査項目	① 原材料・加工・販売の変化② 変化の要因と時期③ 組合の活動 (時期、内容、場所)		
調査資料	国勢調査の歴史	1987 田口博一郎	国出書房新社
	秋田移を運んだ人々	1991 野添重治	御茶の水書房
	秋田移と菅林書	1984 小笠原元	田村美術印刷
	八十年の回顧 秋田営林局史	1984 秋田営林局	林書会
	秋田移と職人たち	2007 南利夫	南利夫
	森林鉄道	2001 西巻之	JTB
	曲物・植物	1996 成田壽一郎	理工学社
大館曲げわっぱの今昔回顧録	1987 湊井幸一郎	大館出版社	
観光物産プラザパンフレット			

(3) 大館市の概要

大館市の産業構造について生産額でみると、第一次産業が 3.2%。第二次産業が 24.6%、第三次産業が 72.2% となっている。第二次産業の全生産額は 544 億 1800 万円であり、そのうち大館曲げわっぱの生産額は 6.5% 程度である。観光客数については全体として若干の減少傾向にあり、イベントのない時期の誘客、滞在客数の少なさが課題となっている。

(4) 大館曲げわっぱの概要

大館曲げわっぱは、江戸時代に藩の奨励により普及発達し産地が形成した。明治に最盛期を迎えたが、その後衰退したが、1979年に伝産法の指定を受け、現在は 9 社 63 人で年生産額 3 億 4900 万円という産地の規模が維持されている。

6-2 大館曲げわっぱの原材料と技法

大館曲げわっぱの工程は、素材加工・曲輪加工・蓋板底板加工・付属部材加工・組立加工・塗装の 6 つに大きく分けられ、12 種の伝統的な技法が用いられる。伝産法指定時には伝統的な原材料が 11 種あったが、ヒバ・ホオ・カツラの 3 種は現在使用しなくなった。

産地内原材料の割合は、産地成立時 8/11 種 (72.7%)、伝産法指定時 8/11 種 (72.7%)、現在 1/9 種 (11.1%)、将来

の見込み1/9種(11.1%)となっており、指定時から現在までに産地外で原材料を調達するようになり、産地内ではスギのみが生産されている。

組合は「産地内に原材料が必要だ」と感じており、計画的供給が途絶えてしまうスギに対して、曲げわっぱの森を設定し、スギの確保を行っている。また、新製品の開発の他、1996年からは工芸品の実演・体験事業を行っている。

6-3 生産プロセスの変遷

原材料の生産、工芸品の加工、販売までの一連のプロセスの歴史の変遷を詳細に把握し、22種類の作業と18種類の作業の場を特定した。22種類の作業は、その継続性や質の違いからさらに28種類に細別され、その変遷が明らかになった。28種類の作業のうち、昔から継続的にある作業は5種類あるが、無くなった作業は12種類と多く、新しく生まれた作業も11種類ある。そのうち9種は近年組合の活動として生まれた。

産地内で一貫して行われている作業は、生産プロセスにおいても根幹をなす重要な作業であると言える。産地外で行うようになった作業や工芸品とのつながりがなくなった作業は、原材料の調達先の変化や原材料自体の変化の影響が要因となっている。

6-4 生産プロセスと産地の空間的結びつき

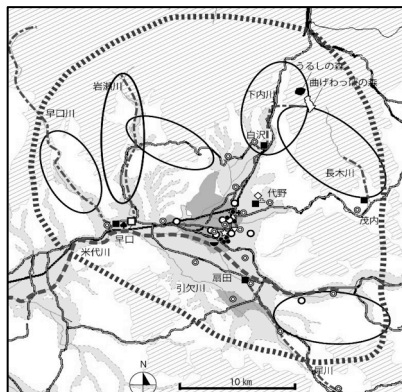
生産プロセスにおける作業の場について、産地内の具体的な場所を18種類特定した。全18種類のうち現存するものが14種類と多いが、そのうち道路や線路の2種類は姿を変えている。また、4種類の場(うるしの森、御材木場、貯木場、大館舟場)は消滅した。

工芸品の加工は市街地で行われている。しかし、原材料の生産は市街地周辺の山や水田で行われており、産地内に広く分布しており、原材料の運搬はそれらをつないでいる。このように、生産プロセス全体では、作業の場は産地全体に分布していると言える。しかし、近年まで工芸品の加工はや原材料の生産は普通の市民の目に触れることがなかった。しかし、観光や教育の観点から「曲げわっぱの森」や実演・体験の事業が行われることで、これらの作業の場に市民や観光客が参加することが可能になった。さらに、市内の小学校で実演・体験により広い地域で目にする機会が創出されている。

6-5 本章の考察

大館曲げわっぱの一連の生産プロセスにおいて、細分された28種類の作業と18種類の作業の場が確認された。このうち、現在まで継続している作業は5種であり、スギの生産と工芸品の加工である。これら重要な作業は維持されているが、伝産法の範囲にない作業は大きく変化したと言える。

今後、工芸品の地域的価値を理解するためには、現存する場から変容した作業と場の過去のつながりを知る機会を創出し、産地全体の地域性を再認識することが重要となるだろう。



品別	作業の場所	作業	品別	作業の場所	作業
○	A山間の住宅場	1,2,3,4,6,8,9,15	●	○大田	5,6
○	B曲げわっぱの森	1,2	●	○うるしの森	7
○	C道路	8,12,20	●	○大館川	10,19
○	D山頂	14,19	●	○向道	11
○	E作業所	16,17,18	●	○御材木場	13,14
○	F曲げわっぱ体験工房	18,18,21,22	●	○貯木場	14,15
○	G舟場	18,21,22	●	○なくなった作業所	16,18
○	H小学校	21	●	○大館船場	19
○	I大館船場ドーム	22	●	○大館船場職業訓練センター	20,22
○	J大館船場ドーム	22	●	○国府林	22
			●	○市街地	22
			●	○産地	

図 6-2 生産プロセスと産地

第7章 本研究のまとめ

7-1 総合的考察

(1) 伝統的な技法の性質

技法の伝播は技法を有する職人の移動により生じるが、その際には新たな環境の中で工芸品を生産することとなる。自然がもつ共通性により技法の移転は可能となるが、伝播した技法は移転した先でその環境に合わせたものへと変容する。地域によって気候が異なり、多くの自然はその地域ごとに細かな特徴を異にする。このように伝統工芸の技法は変化に対して、「柔軟に対応する性質」を有している。

(2) 産地の多様性

伝統工芸の産地は人々の生活・自然環境・産地の歴史の無限の組み合わせにより、他にはない特徴を有しており、多様なものとなる。現在の産地における伝統工芸と自然環境とのつながりは希薄しているものの、伝統的な技法はほとんど変化せずに現在まで維持されている現在、この産地の多様性の確保は今後の重要な課題となるだろう。

(3) 伝統工芸の保全から活用へ

現在は観光などにより地域の文化として工芸品を売っていくことが可能となっており、工芸品の文化的価値を明確にするためにも、生産と産地の関係を明確にしなければならない。

自然環境が現存し保護された技法を有する職人が存在することで、一部であれ技法と自然環境との関係の再構築は可能となる。さらに、残された技法から産地の自然環境とのつながりを生産プロセス全体で復原することは、技法の存続だけでなく、地域に根付いていた人々の暮らしの再生を可能にすると考えられる。そのために、これまでの経済、文化、自然という分野にとらわれない一貫した産地施策が必要となる。

(4) 今後の産地の可能性

本研究では、伝統的工芸品における原材料と産地の結びつきの有無、技法と産地の結びつきの有無を把握した。原材料の結びつきを有する産地において、有限な資源を用いるところは原材料の枯渇の問題を潜在的に抱えている。これらは代替材を必要とするが、技法に影響しない代替材が望まれる。また、技法の結びつきを有する産地では、失われた自然環境との結びつきをイベントとして復原させている産地がある。

今後も伝統的工芸品の技法が伝播することにより新たな産地が生まれる可能性があり、さらに伝統的工芸品以外にも1725品目の伝統工芸が存在する。これらの工芸品について、原材料や技法とのつながりを明確化することができるならば、その生産プロセス全体で構成される空間は新しい「産地」となるかもしれない。そして、それらの「産地」は日本全国で多様なものとなると考えられる。

7-2 結論

本研究では、原材料と技法から伝統工芸と産地の結びつきが明らかになった。原材料と産地の結びつきは、産地成立時に原材料を産地内で調達していた産地は、現在も結びつきを有する。また、技法と産地の結びつきは維持されており、気候や産地内の自然環境との関係も確認された。しかし、産地内の自然環境との結びつきは希薄化している産地も多い。

伝統工芸は多様な自然に従った技法や日常の用に供することが特徴となる。伝統的工芸品の技法は多様な人々の生活や自然環境に従うことで多様なものとなる。残された技法から産地の自然環境とのつながりを復原することは、技法の存続だけでなく地域に根付いていた人々の暮らしを紐解くことを可能にし、その生産プロセス全体で構成される空間は新しい「産地」となる可能性がある。